

半田市水道料金等審議会（第 6 回）議事録

開催日時	令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）	1 9 時 0 0 分～2 1 時 0 0 分
開催場所	半田市役所 庁議室	
出席委員	（会長） （副会長） 千頭 聡 丸山 恭司 （委員）近藤 敏通、榊原 英治、小柳 厚、榊原 太、小野田 靖、半田 雅也、渡邊 千恵 大坪 成生 ※敬称略	
事務局	水道部長（岸岡宏昌）、上水道課長（奥田陽一）、石川尚徳、夏目千恵子、中倉翼、井上千尋	
議事	（議事） （１）固定費配分率について （２）水量区分の見直しと料金体系について	
次 第	議 事 概 要	
【議題】 （１）固定費配分率について	（上水道課長） 本日は、委員 12 名中 10 名の方にご出席いただいておりますことをご報告いたします。また、本日は 3 名の方が傍聴しておりますので皆さんご承知おきください。 前回までは、おもに料金の改定率や固定費の割合をご審議いただき、それをもとに、本日は料金体系についてご審議いただきたいと思います。 内容も濃く重要度も増してくる中、皆様方には非常に難しい判断、貴重なご意見をいただいていることをとても感謝しております。 本日も最後までどうぞよろしくお願いいたします。 （会長） 難しい判断もしなければなりません、前半は、前回から継続して「固定費の配分比率」、後半は「料金体系」の議論になりますのでよろしくお願いいたします。 まずは一つ目、固定費の配分について、事務局からお願いします。 （事務局） ・事務局による説明 （会長） ポイントは、固定費の内訳を性質ごとに分けて考えて、将来の設備投資費用である減価償却費と資産減耗費を除き、事業運営をしていくために必要な最低限の費用のみを残したところ、58.9%と算出されたということです。結果的には前回提案があった 55%より少し多いわけですが、これを拠り所として 55%を基本料金で回収する方針としたいというのが事務局の提案です。 （委員） 58.9%ではなく 55%にする理由を教えてください。アバウトな説明だと、根拠として成立しないと思います。固定費の多くを基本料金に配分しないと経営の安定が望めないとい	

うご説明で、前回の議論は終わっていると思います。何故かなという率直な疑問です。

(会長)

今のご意見もその通りだと思いますが、算定にあたり、推計値から算出しています。これからの算定期間中に 58.9%が確実に 0.1%も動かないかと言ったらそれは分からないですよ。

誰がどう水を使うかという将来の予測で、日々の使い方も変わるでしょう。

事務局は、算出結果をもとにした見込み幅の中でこれぐらいだろうという値を算出しています。数学のように 0.1%単位で確定という値ではないため、アバウトになったということだと思います。

(委員)

私は 55%でいいと思います。

固定費総額のうち、配給水部門の分を準備費用の方にする、という(d)の基準を使おうという考え方のときに、この配給水部門の固定費を、事業運営を維持するために必要な最低限の分だけで、パーセンテージを出すことも可能かなと思います。それで計算すると確か 50%を下回るぐらいになります。

私は、別に 50%がいいというわけではなく、これは(d)の基準を使っていますので、配給水部門費の固定費をさらに厳格にしてみるということもできたと思います。それを固定費と大きく広げてこのように提案されたのですが、はっきり言ってどう裏づけする数字を作るのかということだけだと思います。

そのため、私は、この数字として、58.9%か 55%という話だけと見られますので、55%でいいかなと思います。

ところで、控除項目について詳しく教えてください。

(事務局)

水道料金以外の、受取利息収入など雑収入を計上しています。

(委員)

費用で計上しているけれど、関連して収入が入ってくるものです。

雑収入を、過去の実績などで収入率を出して適正に算出するというのが、水道料金算定要領でいう控除項目というものなので、収入の一部という理解で大丈夫です。収入なので、費用を打ち消す形でマイナスしています。4%ぐらいで大きなボリュームではありません。

(会長)

この説明で委員の皆様は分かっていただけでしたか。

固定費の配分率の議論には、大きく影響しないと思いますが、これも基本料金で回収しないといけない範囲に含まれ、目指すべきは全額です。

その第一段階として、どこまでをカウントするかと考えて、事業運営に必要な費用のみをカウントしてみたら 58.9%になったという理解でいいです。

固定費の配分率 100%を目指す中で第 1 ステップとして 58.9%が算出されていて、それは固定的なものではないと理解した方がいいかもしれません。

(委員)

そもそも、こういう根拠が必要だったり、内訳ごとに何か計算したりしなくてははいけないという縛りがありますか。

算出値に基づくものではなく、自分たちが決めた 60%で回収するんだとか、次回はこれをもっと増やしましょうとか、段階的に移行していきましょうとか、そういう考え方で良いのではないのでしょうか。

（事務局）

55%も 50%も 60%も縛りはありません。委員のおっしゃる通り、今回この根拠で 55%として、次回の改定時はどう考えるのか、というご指摘もその通りです。

ただ、100%を目指して段階的に少しでも上げていきたいなか、100%や 86.9%をいきなり目指すのは無理がありますし、100%まで持っていくためには料金改定を何回実施したらできるのかというのを決めるのも、かなり難しいところです。

そんな中、何らかの理由をもってご納得いただければというふうに考えて、事務局の方から提案させていただいたものです。

（事務局）

今回の算出上では、固定費の配分率を 58.9%と示していますが、これはあくまで見込みで、変動する部門や将来予測が困難な項目もあります。

その中で、固定費の減価償却費と資産維持費は将来投資のための費用として除いて考えて、水道を維持するための最小限の費用としては 58.9%ぐらいかかる見込みのため、概算 55%を基本料金にあげたいというのが事務局提案です。

今年度の審議会では、下水道事業も 55%の配分を基本料金に充てるという審議があったため、同等のレベルまで上げていきたいというのが、考え方と一つとしてありました。

内訳を資料としてお見せします。事務局は示してください。

（事務局）

現行の費用を配給水に係る費用と、検針や集金に係る費用、総係に係る費用、総係というのは事務費のようなもので配給水に直結はしていませんが事業運営に必要な費用です。その次に、量水器に係る費用があります。

検針や集金に係る費用と、量水器に係る費用は、全て需要家費に配分する性質のものです。配給水に係る費用と総係に係る費用を性質ごとに変動費と固定費に分けて、固定費のうち、将来の設備投資に必要な部分を除いて率を算出しました。

そのため、配給水に係る費用だけを対象とするという方法もありますが、総係に係る費用が事業運営に必要なかということとそんなことはないものですから、配給水に係る費用だけではなく、総係に係る費用も入れて算出させていただいています。

（委員）

事業運営という形だけで見るならば総係に係る費用も必要ですけど、(d)基準はあくまでその固定費のうちの配給水に係る費用と定義されています。

それだと 86.9%になってしまうので、配給水に係る費用の固定費のうち特に事業運営に必要なものという形で対象費用を算出の方がストーリー的には自然な気がします。総係に係る費用がいきなり登場するのには少し違和感があります。

（会長）

繰り返しになりますが確認します。

基本料金の固定費配分率について、目指すは 100%だが、いきなり 100%はできないから、どこで第一段階を区切ろうかというときに、前回提案の 55%がありました。

	下水道事業と同じ比率という理由だけでは根拠説明ができていないというご指摘があって、減価償却費と資産減耗費を除いて算出すると近似値の 58.9%になった。 ということで、資料 10 ページの赤枠部分である 55%を第一段階として、今回の料金改定での基本料金で回収する根拠にしたいということです。何の根拠もなく 55%にしたのではないということです。 また、費用もあくまで推定で、現時点での見込みのため、全体としてやはりアバウトですが、0.1%単位で議論すると、議論の本筋から外れてしまうのでどこかで丸めようという話だと思います。 料金体系もそうです。23 円、25 円、24.5 円…と議論を始めるときりがないので、丸めようということです。そう理解していただいた方がいいかと思います。 （委員） そうですね。 例えば「最終的に 100%を目指していて、今年はこれで、次はこれで、何年後に 100%」という道筋ができていると分かりやすいかなと思いました。計画をもってやっていくなどの説明ができるといいと思います。私は 58.9%とお話しましたが、これまでの議論を通した結果、55%でも構わないと思っています。 （会長） ある意味では、どこかで割り切るといえるのか、決めていかないと仕方がないと思うのですが、事務局提案の 55%で進んでいくことにご意見ありますでしょうか。 （委員） 最終的に決めた配分率にいろいろな意見が出ると思います。しかし、100%を目指していろいろ検討して、スムーズに受け入れられるのがこの数字ということで提示し、その数字の裏づけをあえて聞かれたときには、こういう考え方がありますということで考えてもらえばいいと思います。 別に 55%、50%、60%、そこに大きな意味づけを持たせることが必要ではないと思います。 だから、目指すのは 100%、それに受けて今回の改定は 55%にとりあえずしませんか、という具合に割り切った方がいいと思います。 （会長） 本当にきりのない議論ではありますが、皆さんが同じ意識を抱いていただいたようですので、改めてお聞きします。 今回の改定では固定費の 55%を基本料金で回収することで、従前より安定した経営が実現できるだろうということによろしいでしょうか？ <異議なし>
（２）水量区分の見直しと料金体系について	（会長） 逡増度や水量区分の見直しを含めて料金体系を考えて、どのような料金体系がいいのか議論していくことになると思います。 後半部分について事務局説明をお願いします。 （事務局）

・事務局による説明

(会長)

一旦理想的な料金体系というものを、事務局が考えて作成して、各使用者の方の負担割合などを確認しながら修正を繰り返すという流れで、いくつかのケースを考えていただきました。

水量区分を5つにしたということと、13mm口径と20mm口径の基本料金の差を従前通りにするのか、差を減らすのか。

それから、値下げになる水量区分があるのは良くないのではないか、極端に上がる区分をできるだけ抑えたいということなどです。

皆様のご意見をお聞きます。

(委員)

ケース②-1とケース②-2を重点的に教えて欲しいです。

結局、ケース②-2は20mm口径で40㎡使っている人の料金改定率を平均22.4%にするために調整したということですね。

その影響が13mm口径を使っている人に直撃しているように見えます。

元々23.7%だったのを22.4%にする、要するに4,850円だったのを4,800円と50円下げするために13mm口径の人が割を食っていくという形になります。

資料5ページの方針1にありますように、元々算定要領の標準的なタイプで下回っているのは20mm口径の基本料金だけで、13mm口径の基本料金も下回ってはいないですね。

これでいくと、算定要領よりも多く負担しているということになります。

②-1から②-2にすることによって、20mm口径で40㎡の人を50円下げるために13mm口径の人が割を食っているようにどうしても見えてしまいます。

それはどのように説明しますか。

(会長)

基本料金について、②-1を見ていただくと13mm口径と20mm口径では370円の差があります。今は13mm口径の一戸建てへの新設を認めていないということが、差を縮めようという要素としてここに入っています。

このゾーンの改定率を22.4%に合わせたということだけでなく、基本料金の差を圧縮したということがご指摘の背景にあり、だから13mmの基本料金をわかりやすく上げたということですね。

その上で、ご指摘の通り13mmの基本料金が170円、2つのケースで違ってきます。そこで、170円の差を「とても大きなしわ寄せ」だと見るのか、「今は13mm口径を認めてないからやむなし」とするのか、という全体的な許容範囲を議論することになると思います。

13mm口径と20mm口径の調定件数について、事務局はすぐ出せますか。

例えば、高齢単身世帯で13mm口径の住宅に住んでいる場合、月に1～2㎡しか使わないということは考えにくいですね。

(事務局)

お住まいの場合、それだけの使用量は考えにくいです。

確実な数値ではありませんが、13mm口径のうち使用量が2ヶ月で0か1㎡の場合、何か月かの累積で1㎡に数字が上がる場合もあるので、1㎡の方を含めますが、それがどのぐ

らいいるかという1,381件。そのうち、897件は畑や駐車場などで散水栓として使っていると明確に申し出があります。残りの484件ですが、畑や駐車場などで使っているという記載がない方々です。

つまり、13mm口径の中で、空き家と思われるのは、484件より少ないお客様で、全使用者の0.93%と思われます。

繰り返しになりますが、情報が十分でないため、正確な数値をお答えできず申し訳ございません。

なお、20mm口径で使用量が極端に少ないのは676件なので、13mm口径の件数より多いのではないかと思います。

（委員）

お住まいじゃなくても払っていただいているということですか。

（事務局）

そうです。想像ですが、日常的にいらっしゃる、別にお住まいがある、元々ご実家で今はお住まいの方がいらっしゃるなくても掃除だけはしているとか…そこを聞き取りしたというものではないですが、いろいろな事情が考えられます。

（委員）

表を見てみると、どのケースも13mm口径で使用水量が0㎡の場合は、改定率は高くなっていますが、金額は低いです。

そのため、13mm口径で普通の生活をしている方が、月いくら上がるのかという金額について、納得いただけるかどうかを見ていく必要がありますね。

（事務局）

13mm口径での平均的な水量は20㎡で、現行の水道料金1,820円。ケース②-1は2か月で2,780円となり、960円の増加、ケース②-2は2か月で2,900円となり、1,080円増加します。

20mm口径で水量40㎡のお客様の場合、現行が3,920円。ケース②-1は2か月で4,850円となり、930円の増加、ケース②-2は2か月で4,800円となり、880円増加します。

（委員）

水道料金を改定するときに、よく新聞などで「平均改定率が何%で、一般の家庭料金にするといくらで」みたいな報じられ方をしますが、ずれてしまうことが多く分かりにくいという指摘はあります。

今回その②-2にすると、その平均改定率はいくつで実際に置き直しても22.4%とぴったりにくるというのは説明がしやすいし、平均的にいくらくらい上がるんだなと、大多数のところに情報が伝わりやすいのかなという気はします。

計算だけの問題ではなくて、説明しやすいかどうかということも料金改定で重要になってくるので、その点では分かりやすくして良いと思います。

あとは、その何百円の差は長期的に見れば無視できないものかもしれませんが、ここはどこかで割り切って決めなきゃいけないということと、説明のしやすさという要素も結構大きいのかなと思います。

（委員）

先ほど単身高齢者世帯の話が出ましたが、単身高齢者だから必ずしも13mm口径というわ

けではないと思いますし、13mm 口径イコール福祉的対応が必要な方、という見方はちょっと難しいと思います。世帯数の一番ボリュームのある 20mm 口径のところが安い②-2 で問題はないかなと思います。

（委員）

現状で 13mm 口径は一戸建てへの新設を認められず、新基準の開始から年数もかなり経っているということなので、20mm 口径しか選択できないのであれば、20mm 口径と 13mm 口径の基本料金が近づいていくのも必要かなと思います。

そうであれば、やはり一番多い 20mm 口径・40 m²のところをベースに考えて 22.4%であれば分かりやすいと思います。

（委員）

私も同じように思いますので、そこを基本に考えていいと思っています。

（委員）

②-2 だと根拠として改定率が 22.4%と数字が載っているので、説明しやすいなと思います。

（委員）

確かに説明のしやすさは分かりますが、13mm 口径を将来廃止するという話はありませんよね。

もし私の記憶が違っていたら直して欲しいですが、20mm 口径の割合が全体の 6 割、13mm 口径の割合が全体の 3 割です。

その中で新規の 13mm 口径の人がいないからというのは、あまり理由にならないのではというのが私の見解です。

3 割の 13mm 口径の利用者がいるわけなので、これまで 20mm 口径の方々が優遇されていたというものを是正するという方針を打ち出して進めてきたにもかかわらず、最後の段階でこの 20mm 口径の人の優遇策のように金額を減らして、そのしわ寄せが 13mm 口径の人たちにいつているというのを見てしまうと、私は説明がしづらいと思います。

むしろ、20mm 口径の方々への優遇策を少しでも是正するということであれば、何も 22.4%まで配慮せずに②-1 を採用すればいいのでは、というのが私の意見です。

（会長）

誤解があったらいけないので②-1、②-2 について補足します。ここに「22.4%に調整」と書かれていますが、②-1 と②-2 の大きな違いは、基本料金の改定の考え方ですよね。基本料金を 13mm 口径と 20mm 口径とで従前は 370 円の差がありましたが、それを 200 円差まで縮めたというのが結局一番影響しているわけですね。

そこをまさにどう考えるかです。

（委員）

先ほど、資料 5 ページの「算定要領の標準的な配賦への移行」のところで示されているように、13mm 口径の方は標準でいくと 780 円のところ、1,020 円負担しているということ、その 13mm 口径をさらに引き上げる理由は立たないと私は思います。

なので、この資料の積み上げていくと、私は②-1 のほうが自然な流れだと思います。

（会長）

ありがとうございました。

	ご意見がある中ですが、結論を出さなければなりません。 この審議会の全体の意見としては②-2 を採択するということで皆様よろしいでしょうか？ <異議なし>
	(会長) 委員の皆様の意見の趣旨は、議事録にしっかり反映されますのでご安心ください。 次回の審議会は答申案の審議になります。 答申案は、短く、答申しますというだけの場合と、附帯意見や留意事項みたいなものをつける場合がありますが、今のところどちらを想定されていますか。 (事務局) 下水道事業でも事前に答申案を作成させていただいていますので、同様の形態で、附帯意見をつけた形での答申になると思います。 (会長) 水道事業、下水道事業ともに附帯事項とか留意事項、「なお以下の点について配慮されたし」など意見を付けるというものです。 それを次回の審議会の前に皆様にお送りするように、事務局はお願いします。 それで、この審議会の議論が全体としてうまく反映しているかどうかを判断いただきたいと思います。 次回は、水道料金も下水道使用料も答申案を決めるというのが、我々の仕事になりますのでよろしくお願いします。 本日はありがとうございました。
	(終了)